

一時保護状請求書 (案)

年 月 日

裁判所
裁判官 殿_____
(児童相談所長)

印

児童福祉法第33条第3項に基づき、下記の一時保護状の発付を請求する。

記

1 児童

氏 名

年 齢 年 月 日生 (歳)

住 居

2(1) 児童福祉法施行規則第34条の4各号の該当性 (複数選択可)

- 第1号 児童虐待防止法第2条に規定する児童虐待を受けた場合若しくはそのおそれがある場合又は児童虐待を受けるおそれがある場合 (児童虐待防止法第12条の2第1項に定めるときを含む。)
- 第2号 少年法第6条の6第1項の規定による送致を受けた場合又は警察官から児童福祉法第25条第1項若しくは児童虐待防止法第6条第1項の規定による通告を受けた場合
- 第3号 児童の行動が自己若しくは他人の生命、心身若しくは財産に危害を生じさせた場合若しくはそのおそれがある場合又は危害を生じさせるおそれがある場合
- 第4号 児童が自らの保護を求め、又はこれに相当する意見若しくは意向を表明した場合
- 第5号 児童の保護者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による病院への入院等の状態となったこと、児童が家出人であることその他の事由により、次のいずれかに該当する場合
- イ 児童に保護者若しくは住居がない又はそのおそれがある場合
- ロ 児童の住居が不明である又は不明となるおそれがある場合
- 第6号 児童の保護者がその監護する児童の保護を求め、又はこれに相当する意見を表明した場合
- 第7号 前各号に掲げるもののほか、一時保護を行わなければ児童の生命又は心身に重大な危害が生じるおそれがある場合

(2) 一時保護の必要性 (複数選択可)

- 児童の安全を迅速に確保する必要がある
- 児童を家庭から一時分離して親子関係を調整する必要がある
- 福祉サービスの利用等により養育環境を整える必要がある
- 警察官からの通告 (児童福祉法施行規則第34条の4第2号後段) の場合に、次のような事情から児童相談所として状況把握が未了である場合 ()
- 児童に対する調査、行動観察等が必要である
- 保護者、親権を行う者又は未成年後見人に対する調査が必要である
- その他関係者等 () に対する調査が必要である
- 上記以外 ()

3 一時保護の開始日 (事後請求の場合)

年 月 日

4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由 (事前請求の場合)